

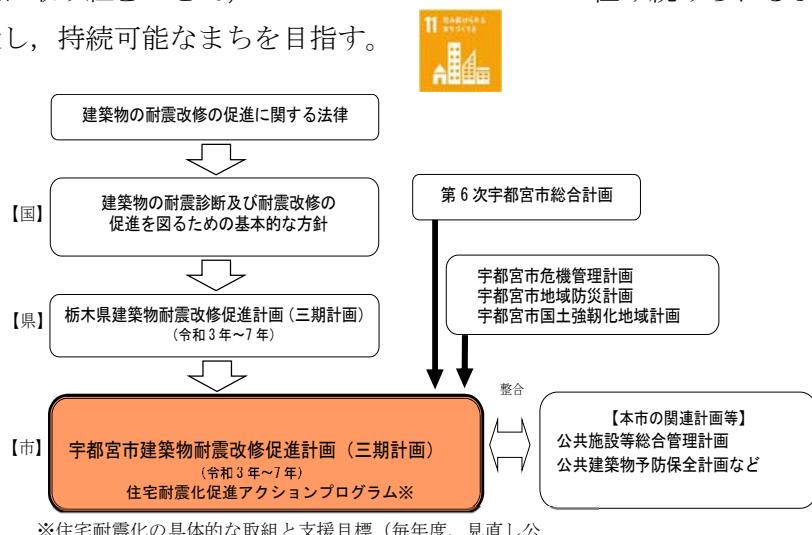
「宇都宮市建築物耐震改修促進計画（三期計画）」の策定について

1 策定の目的

- ・ 本市においては、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、生活の安全・安心を確保するため、平成 19 年 7 月に「宇都宮市建築物耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震診断や耐震改修など耐震化を促す施策を総合的に推進してきたところである。
 - ・ 今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震発生の切迫性が指摘される中、国においては、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法を改正し、不特定多数が利用する大規模な建築物について耐震診断が義務付けられるなど規制が強化され、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震でブロック塀等の倒壊被害を受け、平成 31 年 1 月に施行令を改正し、ブロック塀の安全対策が示されるなど、更なる耐震化の促進が求められている。
 - ・ このような状況を踏まえ、本市においては、現行計画の期間の終了に伴い、国の基本方針や県計画と整合を図りながら、より一層の建築物の耐震化を促進し、地震による被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めるため「宇都宮市建築物耐震改修促進計画(三期計画)」を策定する。

2 計画の位置付け

- ・ 第6次宇都宮市総合計画に掲げる基本施策のうち、「危機への備え・対応力を高める」を実現するための分野別計画
 - ・ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律123号）第6条第1項に基づく計画
 - ・ 本計画に掲げた取組を着実に推進し、建築物の耐震化を促進させ、災害に強いまちづくりの実現に取り組むことで、SDGsのゴール「11 住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献し、持続可能なまちを目指す。



※住宅耐震化の具体的な取組と支援目標（毎年度、見直し公

3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4 策定経過

- 令和2年 6月 建築物耐震改修促進計画策定委員会（4回開催）
- 令和3年 3月 建築関係団体からの意見聴取
- 令和3年 4月 パブリックコメントの実施

5 計画の内容・特徴

(1) 内容

「宇都宮市建築物耐震改修促進計画（三期計画）」概要版・・・別紙

(2) 特徴（主な拡充内容）

ア 災害時の被害想定が大きいエリアに対する重点的な周知啓発を位置づけ

- ・ 国の基本方針等で示された被害想定の指標等を基に、エリアと対象建築物を抽出し、所有者等へ個別に働きかけを行う取組を強化する。

（延焼危険性や避難困難性が高いエリアの旧耐震住宅、避難路沿道の旧耐震建築物）

イ 危険性が高いブロック塀等に対する重点的な周知啓発を位置づけ

- ・ 通学路における実態調査により、外観上から、傾き・損傷が見られたブロック塀等の所有者等に対し、現状の危険性などについて早急に通知するとともに、戸別訪問による働きかけを行うなど、危険性の高いブロック塀等の解消に向けた取組を強化する。

ウ 耐震化率によらない被害軽減の取組を推進

- ・ 耐震改修は、住宅を引き継ぐ世代がいないことや経済的な理由など、様々な要因から実行に移せない場合もあることから、住宅内の一室の部分補強や強固な箱型の安全な空間を確保する耐震シェルターの設置など、命を守る方策について普及促進を図る。

宇都宮市建築物耐震改修促進計画（三期計画）概要版

別紙

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災や、平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀等を含む多くの建築物等がこれまでにない甚大な被害を受け、さらに、今後、発生が予想される首都直下地震等の切迫性が指摘されています。

これらに対応するため、国においては、平成25年と31年に耐震改修促進法等が改正され、更なる耐震化を促進する規制強化等が図されました。

このような状況を踏まえ、本市においては、二期計画の目標年次を迎える、更なる耐震化を促進するため、現状や課題を踏まえ二期計画を見直し、三期計画を策定します。

2 位置付け

- 「第6次宇都宮市総合計画」の基本施策である「危機への備え・対応力を高める」を実現するための計画
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律123号）第6条第1項に基づく計画
- 本計画に掲げた取組を着実に推進し、建築物の耐震化を促進させ、災害に強いまちづくりの実現に取り組むことで、SDGsのゴール「11 住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献し、持続可能なまちを目指す。

3 耐震改修促進法改正の主な内容

大阪府北部地震におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物と同様に、耐震診断義務付けの対象に追加

4 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間



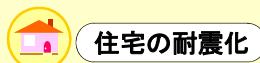
第2章 耐震化の現状・課題と今後の方向性

1 耐震化の現状

区分	平成27年度 実績	令和2年度 目標	令和2年度 実績
住宅	89.4%	95.0%	94.4%
多数の者が利用する建築物 (学校、病院、社会福祉施設等、賃貸共同)	民有・市有	民有・市有 うち市有	
住宅等の建築物で一定の規模以上のもの	92.8%	95.0%	94.8% 100.0%
耐震診断義務付け建築物	—	—	94.4%
防災上重要な市有建築物	91.7%	100.0%	100.0%

※多数の者が利用する建築物には、民間建築物と市有建築物が含まれる。

※施設整備の方針など計画済のものは耐震性ありとする。



住宅の耐震化



多数の者が利用する建築物の耐震化



建築物以外の安全対策

現状

耐震化の進捗

- 耐震化の目標はおおむね順調に進捗している。
- 耐震化の阻害要因
〔市民アンケート結果〕
 - 既耐震基準で建てられた住宅は耐震性が不足している可能性があることを知らない。
 - 改修しても住宅を引き継ぐ子世帯がない。
 - 耐震化に係る費用を捻出することが困難など

2 課題と今後の方向性

課題区分の

- 所有者へ支援措置
- 耐震化促進のためには、市民の防災意識の醸成
- 所有者の状況に応じた対応

耐震化の進捗

- 耐震化の目標はおおむね順調に進捗している。
- 全ての市有建築物の耐震改修は計画的に実施され、整備方針も決定された。
- 耐震診断義務付け建築物は耐震化されていない建築物がある。
- 国の基本方針により災害時活動に重要な避難路沿道建築物等の耐震化が求められている。

大阪府北部地震によるブロック塀等の倒壊被害

- 東日本大震災での、天井脱落被害やエレベーターのおもり脱落被害の発生

- ブロック塀等や特定天井などの耐震化

共通の課題

地震に対する防災意識の醸成

所有者に対して、地震被害への理解、耐震化の重要性等及び命を守る方策などについて周知する必要がある。

耐震化に対する支援の実施

住宅・建築物の所有者等に対して、県と連携を図りながら国の支援措置を活用し、耐震改修等の負担軽減を図る施策を推進する必要がある。

第3章 耐震化の目標

目標設定の考え方

- 経年に実績を踏まえて推計した耐震化率に、施策による目標値を追加し目標を設定
- 耐震化の重要性が高い、診断義務付け建築物については、国・県に基づき新たに目標を設定

今後の方向性

- 地震被害や耐震化に関する啓発活動の推進

- 所有者支援の取組を推進

第4章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

1 基本的な考え方

住宅・建築物の耐震化の目標を達成するために、耐震化の促進に関する普及啓発をはじめ、環境の整備や負担の軽減等の施策を講じることにより、所有者等の耐震化の取組ができる限り支援していくことを基本とする。



2 住宅の耐震化に向けた取組

(1) 安心して相談できる環境の整備

- 相談窓口の設置
- 耐震アドバイザーの派遣
- 木造住宅無料耐震相談会の実施

(2) 普及啓発の実施

- 住宅の所有者に対する直接的な普及啓発の実施
- パンフレット等による普及啓発
- 【拡充】災害時の被害想定が大きいエリアに重点化した戸別訪問による普及啓発の実施
- 地震防災マップを活用した普及啓発
- 耐震化に関する講演会等の実施
- リフォーム等に併せた耐震化の取組
- 【新規】住宅内の耐震シェルター設置や部分補強など命を守る方策の普及促進

(3) 各種支援の実施

- 【拡充】耐震診断、補強計画策定及び建替えを含む耐震改修に対する助成
- 税制の優遇



3 多数の者が利用する建築物の耐震化に向けた取組

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化

- 耐震化の必要性の周知及び改修の指導助言
- 建築物の特性に応じた普及啓発の実施
- 耐震マーク表示制度の利用促進
- 建築物の点検

(2) 避難路沿道及び避難地に存する建築物及び組積造の塀の耐震化

- 【新規】一定の規模以上の建築物及び組積造の塀の所有者に対し、個別に直接的な普及啓発

(3) 防災上重要な市有建築物の耐震化

- 構造の耐震化の推進
- 非構造部材の耐震化の推進



4 建築物以外の安全対策の取組

- 外壁や窓ガラス等の落下対策の周知、指導
- 天井脱落対策の周知、指導
- 【拡充】ブロック塀等の倒壊防止対策の啓発、助成
- エレベーター等の安全対策の周知、指導

第5章 計画の推進

1 効果的かつ確実に耐震化を促進するため、それぞれの適切な役割分担のもと耐震化に取り組む。

- 市民（住宅・建築物の所有者）の役割
 - 地震に対する安全性の確保・維持に努め、特に、多数の者が利用する建築物は早期の耐震化に取り組む。

(2) 市の役割

- 耐震化の必要性について普及啓発を実施。地域の実情に配慮した効果的な施策を講じる。

2 計画のフォローアップ

- 一定期間ごとに検証し必要に応じて見直すなど、フォローアップを行う。

3 法に基づく指導・助言の実施

- 耐震改修促進法に基づく指導・助言の実施
- 耐震診断義務付け対象建築物への指導・助言の実施